

佐久市災害時受援計画

令和 3 年 3 月
佐久市

目 次

第1章 総則	1
1 背景・目的等	1
2 佐久市災害時受援計画の位置づけ	1
（1）佐久市災害時受援計画と各種防災計画の関係	1
（2）佐久市災害時受援計画の構成	2
3 適用基準	2
（1）対象とする災害の規模	2
（2）佐久市災害時受援計画の適用基準	2
4 受援の範囲及び受援体制	3
（1）佐久市災害時受援計画が対象とする受援の範囲	3
（2）県及び市の受援体制	4
5 費用負担	6
6 計画の継続的な見直し	7
7 防災拠点	7
（1）防災拠点の意義	7
（2）各種の防災拠点	8
第2章 機能別活動計画	9
1 機能別活動計画の基本方針	9
（1）受援業務項目	9
災害発生時、受援が必要と思われる業務があれば、適宜機能別計画を追加修正する。	9
策定した機能別活動計画は訓練等を通じて見直す。	9
（2）受援対象業務全体の流れ	9
2 機能別活動の行動計画	11
（1）救助・消防・救命活動	11
（2）航空医療搬送	12
（3）緊急輸送ルートの確保	13
（4）行政職員支援	14
（5）建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	15
（6）避難所運営支援	17
（7）住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	18
（8）ボランティア・NPO等の活動調整	19
（9）遺体の対応	20
（10）災害廃棄物等の処理	21
（11）その他技術・専門職員支援	22
（12）物資の確保	24
（13）物資流通	25
（14）救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	26
（15）要配慮者対応支援	27
（16）緊急車両・優先給油施設への燃料供給	28
資料編	29

第 1 章 総則

1 背景・目的等

市町村は、大規模災害時において、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、市町村に課された重要業務と、被災者支援等の災害時業務を並行して遂行する必要があり、他の都道府県・市町村（以下「地方公共団体」という。）や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

また、住民の避難生活が長期化した場合には、災害時応援協定を締結している市町村や民間団体、国や県等から供給される支援物資を受け入れ、適切に避難者に配布する必要がある。

平成 23 年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートの混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。また、平成 28 年熊本地震では、支援物資の受入れと被災者への供給や、応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。

長野県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（以下「県計画」という。）を策定した。

佐久市は、令和元年 10 月に発生した令和元年東日本台風災害で甚大な被害を受け、人的・物的支援を多くの地方公共団体や民間団体等からいただいた。

しかしながら、人員の適切な配置や物資の適切な管理に課題もあったことから、円滑に支援を受けられるよう、県計画と整合を図りながら佐久市災害時受援計画を策定し、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

2 佐久市災害時受援計画の位置づけ

（1）佐久市災害時受援計画と各種防災計画の関係

現在、本市では、「佐久市国土強靱化地域計画」や「佐久市地域防災計画」のほか、「佐久市災害時業務継続計画（以下「BCP」という。）」、「佐久市職員災害対応マニュアル」、「佐久市避難所運営マニュアル」など、各種計画・マニュアル等を運用している。

本計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有する人的・物的資源を踏まえ、BCP に定められた非常時優先業務の中から選定した。また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした（図 1-1）。

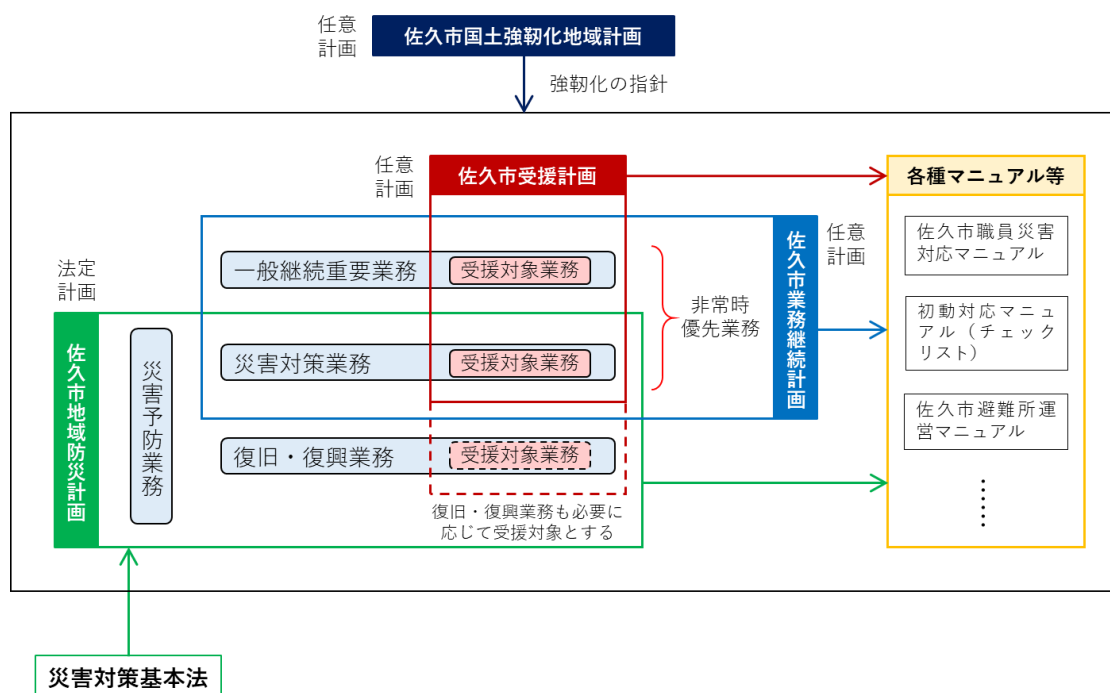


図 1-1 佐久市災害時受援計画と防災関連計画の関係

（２）佐久市災害時受援計画の構成

市町村受援計画は、本計画の背景・目的や位置づけ、適用基準等を示した「第 1 章 総則」と、受援対象業務ごとの実施内容や体制を示した「第 2 章 機能別活動計画」から構成する。

機能別活動計画では、本市の人的・物的資源を大幅に超過した場合に、災害時応援協定を締結している市町村や各種団体、県及び県外からの支援や、「県市町村災害時相互応援協定」による支援が必要な業務を機能別に整理し、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行う。

3 適用基準

（１）対象とする災害の規模

本計画においては、管外からの支援を受けるような状況を想定することから、原則として本市のみでは対応が困難な大規模災害を対象とする。

ただし、想定より規模の小さい災害においても、必要に応じて本計画を部分的に適用するものとする。

（２）佐久市災害時受援計画の適用基準

本市では、以下の場合に、本計画に基づき行動を開始する。

- ・ 佐久市地域防災計画に定める災害応急対策の活動体制のうち、「非常体制」又は「緊急体制」となったとき。ただし、警戒一次体制又は警戒二次体制時も、

4 受援の範囲及び受援体制

本計画が対象とする「受援」の範囲は、長野県広域受援計画に定められた下記の支援の受入れのうち、①～③を対象とし（図1-2）、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）。

-
- The diagram, titled "長野県" (Nagano Prefecture), illustrates the flow of disaster response coordination. At the top, "被災地域外の市町村" (Municipalities outside the disaster area) and "県" (Prefecture) are shown with building icons. A red arrow labeled "①" points from the municipalities to a dashed oval at the bottom labeled "佐久市" (Sakai City), which has a red "X" over it. A blue arrow labeled "③" points from the prefecture to the same oval. A green arrow labeled "②" points from the prefecture to the oval. A box on the left lists: "①県内被災地域外の市町村から被災市町村への支援(長野県市町村災害時相互応援協定等)" and "○県内の被災地域外の市町村" and "○県内の協定事業者 等". A box on the right lists: "③国、他都道府県や関係機関・団体等から被災市町村への支援" and "○他都道府県・市町村" and "○防災関係機関、民間企業・NPO等の支援団体 等". A central box labeled "②県から被災市町村への支援" is positioned between the prefecture and the oval.

3

（２）県及び市の受援体制

県は、市町村や関係機関等に対する一元的な受援窓口として、県計画において位置づけられた「応援・受援本部」を災害対策本部室に設置する（図１－３）。

市は、受援に関する庁内外の総合調整や支援の提供・受入れ窓口となる「受援班」を災害対策本部に設置し、受援班の組織体制及び事務分掌は、以下のとおりとする。

【受援班の組織体制及び事務分掌】

担当内容	担当班名	事務分掌
受援総括	企画班	・ 受援に係る総合調整に関すること ・ 応援のニーズ把握、要請に関すること
防災拠点 担当	施設 所管班等	・ 市の地域内輸送拠点、救助活動拠点等の利用調整に関すること ・ 県計画に定められている広域防災拠点の利用調整に関すること ▶ 救助活動拠点：駒場公園 ▶ 航空搬送拠点：千曲川スポーツ交流広場 ▶ 広域物資輸送拠点：長野県立武道館
人的受援 担当	総務班	・ 職員の動員状況の把握に関すること ・ 応援職員の宿舎、手当及び給食に関すること
物資受援 担当	契約班	・ 救援物資のニーズの把握、提供に関すること ・ 救援物資の必要量等の把握、要請に関すること

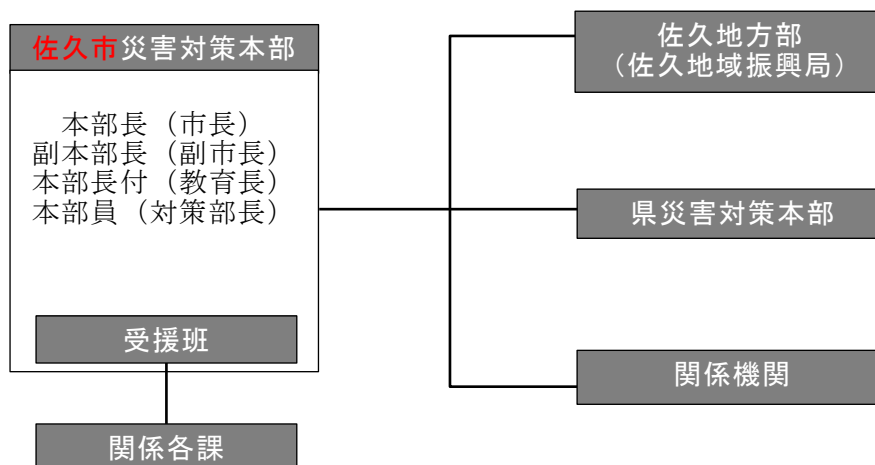


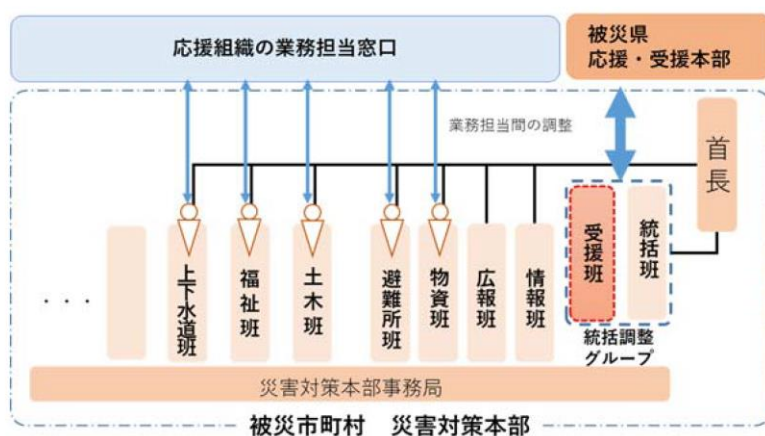
図１－３ 佐久市の受援体制

➤ （参考）内閣府ガイドラインにおける受援組織（案）

案1. 統括班とともに統括調整グループへの位置付け

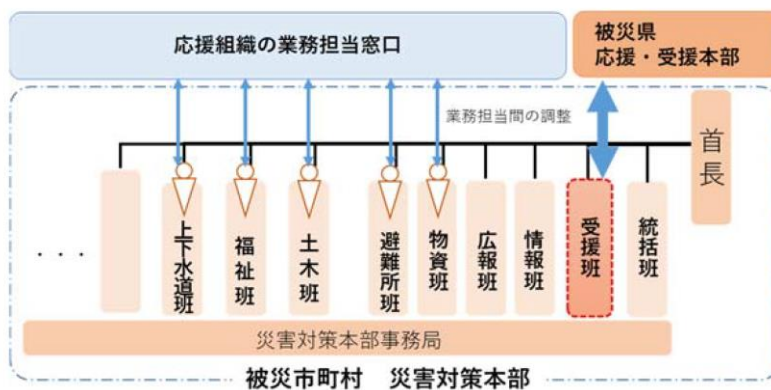
応援の受入れ決定や受入れに関する庁内調整を担う受援班の業務は、庁内での意思決定や総合調整に関する役割を担う班や担当との連携が不可欠となります。

市町村規模が大きい場合は、統括調整班のような災害対策本部全体の総合調整を担当する班と相互に連携できるようにしておくことで、対応を円滑に進めることが期待できます。



案2. 災害対策本部の1班として位置付け

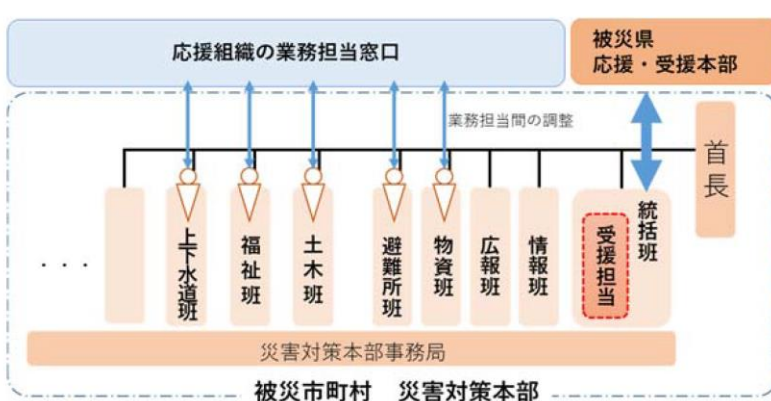
受援の総合窓口であり、庁内の受援状況の把握・とりまとめ、調整を担う受援班を、災害対策本部内の1班として位置づけることで、役割と責任範囲が明確化され、円滑な受援が期待されます。



案3. 受援担当を統括班内に位置付け

規模が小さな市町村は、新たな班を設けて、複数人を配置することが困難な場合、統括班の中に受援担当を配置し、役割を担います。

統括班など、災害対策本部内に総合調整の役割を担う班の設置を想定していない市町村においても、必ず受援担当者を位置付けてください。



5 費用負担

(1) 受援に要した費用負担の考え方

協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側（佐久市）が負担することとし、詳細は当該協定等に定めるとおり。

協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については原則として受援側が負担することとし、費用負担の方法等については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

(2) 事故時の費用負担の考え方

- 応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

<参考>

- 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を表 1-1 に示す。

なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表 1-1 主な受援業務における災害救助法の対象経費

受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費（地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第 3 条 1 項第一号）。

出典）地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成 29 年 3 月）

6 計画の継続的な見直し

本計画は、関連する上位計画の修正や本市の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見、本計画に基づき実施する訓練の結果等を踏まえ、継続的に更新していくものとする。

7 防災拠点

(1) 防災拠点の意義

県計画による防災拠点等の定義を参考に、本市の防災拠点を表1-1に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表1-1 防災拠点の定義

拠点	定義
広域防災拠点	・ 都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点（うち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている）。
進出拠点	・ 広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの
救助活動拠点	・ 各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの ・ 電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点
航空搬送拠点	・ 航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU ¹ が設置可能なもの ＜県内の航空搬送拠点＞ ・ 県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 ＜県外の航空搬送拠点＞ ・ 長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点
広域物資輸送拠点	・ 国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該県が設置するもの
備蓄拠点	・ 地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊に提供する水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄している拠点
地域内輸送拠点	・ 広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点
被災地域内進出拠点	・ 応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定）

¹ SCU（航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit）：航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

(2) 各種の防災拠点

県計画で定める広域防災拠点、佐久市地域防災計画で定める防災拠点のうち、本計画で取り扱う防災拠点一覧を表1-2に示す。

表1-2 佐久市の防災拠点一覧

拠点種別		名称	所在地	施設管理者
佐久市	地域内輸送拠点	長野県佐久創造館	猿久保 55	長野県
		佐久総合運動公園	平賀 3011	佐久市
		消防センター	臼田 116-1	佐久市
		浅科総合グラウンド	塩名田 1151-1	佐久市
		望月総合グラウンド	望月 1669-2	佐久市
	救助活動拠点 【県計画に準拠】	駒場公園	猿久保 55	佐久市
	被災地域内 進出拠点	佐久市役所	中込 3056	佐久市
長野県	広域物資輸送 拠点	長野県立武道館	猿久保 165-1	長野県
	救助活動拠点 【県計画】	駒場公園	猿久保 55	佐久市
	進出拠点	佐久地域振興局	跡部 65-1	長野県
	航空搬送拠点	千曲川スポーツ交流広場	鳴瀬 505-1	佐久市

第2章 機能別活動計画

1 機能別活動計画の基本方針

(1) 受援業務項目

県計画で定める受援対象業務のうち、本計画で扱う業務を表3-1に示す。

表 2-1 本計画で扱う受援対象業務

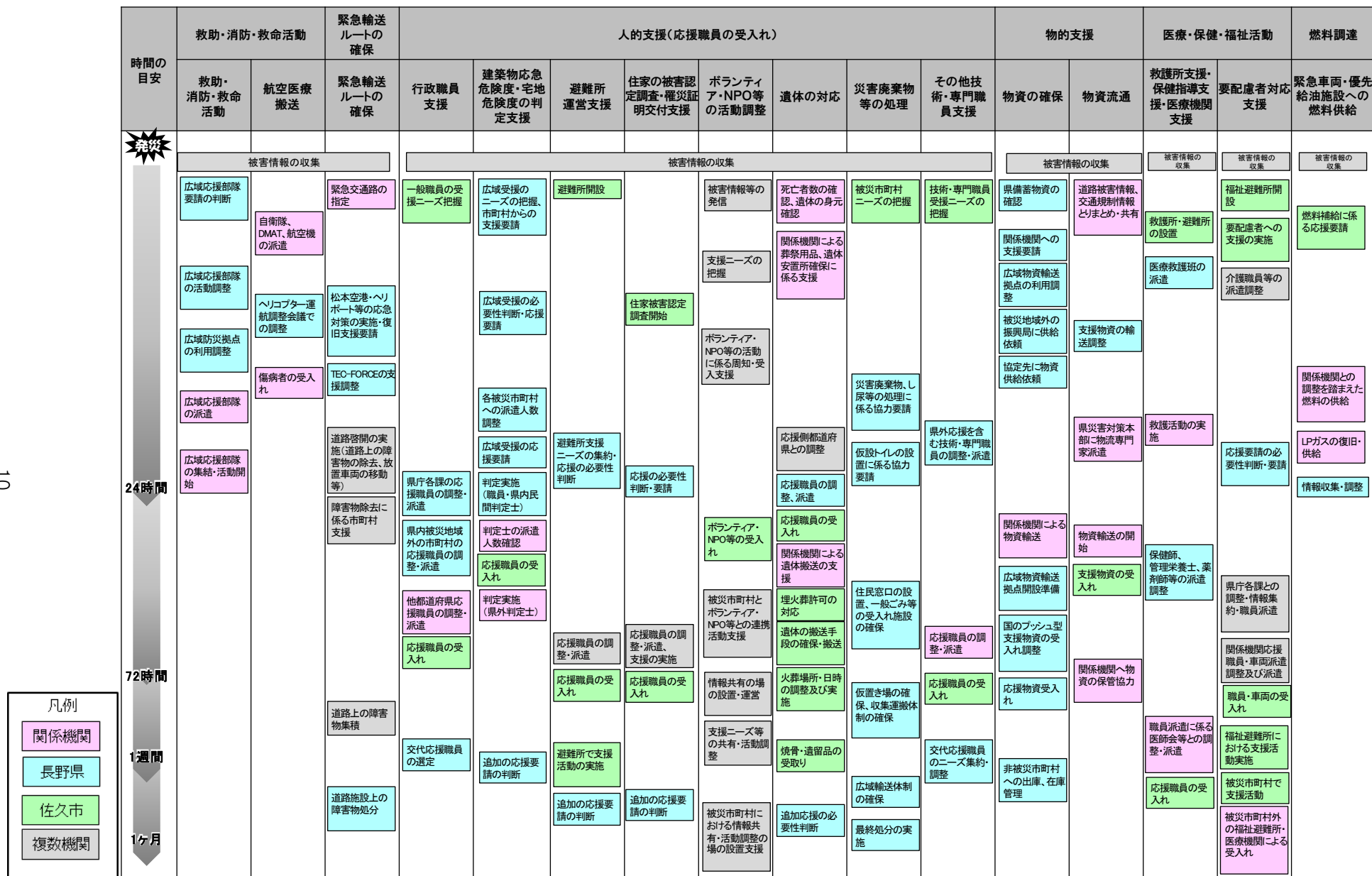
長野県広域受援計画で定める受援対象業務		本計画で扱う業務
1 救助・消防・救命活動	(1) 救助・消防・救命活動	○
	(2) 航空医療搬送	○
2 緊急輸送ルートの確保	(3) 緊急輸送ルートの確保	○
3 人的支援 (応援職員の受入れ)	(4) 行政職員支援	○
	(5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	○
	(6) 避難所運営支援	○
	(7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	○
	(8) ボランティア・NPO等の活動調整	○
	(9) 遺体の対応	○
	(10) 災害廃棄物等の処理	○
4 物的支援	(11) その他技術・専門職員支援	○
	(12) 物資の確保	○
5 医療・保健・福祉活動	(13) 物資流通	○
	(14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	○
6 燃料調達	(15) 要配慮者対応支援	○
	(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給	○

災害発生時、受援が必要と思われる業務があれば、適宜機能別計画を追加修正する。

策定した機能別活動計画は訓練等を通じて見直す。

(2) 受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを図2-1に整理する。



※業務開始時期の順序の目安を示している。

図 2-1 全受援対象業務の流れ

2 機能別活動の行動計画

(1) 救助・消防・救命活動

ア 基本方針

市は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT²、TEC-FORCE³等の関係機関による応援を円滑に受け入れるため、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	自衛隊		・ 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること
	警察庁		・ 警察災害派遣隊の派遣
	DMAT		・ 医療救護活動
	消防庁		・ 緊急消防援助隊の派遣
	国土交通省各地方整備局		・ 緊急輸送を確保するために必要な道路の啓開・啓開支援
	長野県警察本部		・ 警察災害派遣隊の援助の要求
長野県	災害対策本部	活動調整担当	・ 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること
		災害医療本部	・ DMAT の活動調整
		広域応援・救助担当	・ 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関すること ・ 緊急消防援助隊の活動調整
	各地方部		・ 被災市町村の情報収集に関すること
佐久市	企画対策部	企画班	・ 自衛隊の派遣に関すること ・ 県及び他市町村に対する応援要請に関すること
	消防対策部	消防団班	・ 佐久広域連合消防本部及び消防署との連絡調整に関すること ・ 長野県消防相互応援隊等の応援要請に係る連絡調整に関すること

² DMAT (Disaster Medical Assistance Team) : 大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

³ TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE : 緊急災害対策派遣隊) : 大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、寿一の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省が派遣する部隊。

(2) 航空医療搬送

ア 基本方針

市は、県や消防、警察、医療機関等の関係機関と連携し、円滑な航空医療搬送を実施するため、管内の被害状況を踏まえ、航空医療搬送に係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

関係機関			主な対応
関係機関	厚生労働省		・ 広域医療搬送に関する事 ・ 広域的なドクターヘリの派遣調整等に関する事
	自衛隊		・ 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事
	被災地外医療機関		・ 傷病者の受入れに関する事
	ドクターヘリ連絡 担当基地病院		・ 地域ブロック内ドクターヘリの派遣調整等に関する事
	DMAT		・ 医療救護活動に関する事
	長野県警察本部		・ 警察災害派遣隊の援助の要求に関する事
	施設管理者		・ 施設の使用に関する事
長野県	災害対策本部	災害医療本部 活動調整担当	・ 各機関のヘリコプターの運航調整に関する事 ・ ヘリコプター運航調整会議に関する事 ・ DMAT 派遣要請に関する事 ・ SCU の設置・運営に関する事 ・ ドクターヘリの運航に関する事 ・ 救護所・医療機関等の状況把握に関する事
		応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		広域応援・救助担当 (消防応援活動調整本部)	・ 救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関する事 ・ 消防防災ヘリコプターの運航に関する事
		各地方部	・ 被害情報の収集・伝達に関する事
佐久市	市民健康対策部	健康づくり推進班	・ 被災者の看護及び応急救護に関する事 ・ 支援協定に基づく佐久医師会への救護班の派遣要請及び協力に関する事 ・ 医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事

(3) 緊急輸送ルートの確保

ア 基本方針

市は、県（佐久地域振興局・佐久建設事務所）及び国土交通省 TEC-FORCE による技術的支援を受け入れ、管理施設の被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、緊急排水、土砂災害危険箇所などの二次災害の防止等の対応を円滑に実施するため、管理道路上の放置車両等の障害物の移動を行い、緊急通行車両の通行ルートを確保する。

また、対応力を超える障害物が発生した場合は、佐久地域振興局・佐久建設事務所を通じて知事等への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	国土交通省 各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な道路（直轄国道以外の路線）の啓開に係る技術的支援に関すること ・TEC-FORCE の派遣による施設被害状況調査、緊急輸送ルートの道路啓開、二次災害の防止等に係る技術的支援に関すること
	関東農政局		・被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援に関すること。
	東日本高速道路(株)・ 中日本高速道路(株)・ 長野国道事務所		・上信越自動車道、長野自動車道、中部横断自動車道、中央自動車道の防災に関すること
	県建設業協会		・県が管理する公共施設の応急対策業務への協力に関すること
	長野県 警察本部	交通規制課	・道路調査及び交通情報の収集、伝達に関すること ・交通規制に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・ 受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	資源循環推進課		・災害廃棄物の処理に係る調整に関すること
	建設政策課技術管理室		・TEC-FORCE への応援要請の調整に関すること ・土木資材の確保に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	建設対策部	土木班	・緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること ・関係機関等との連絡調整に関すること
		道路建設班	
		都市計画班 都市開発班	
	臼田 浅科 望月 支部対策部	経済建設 環境班	・緊急輸送路の確保及び交通規制に関する補助

(4) 行政職員支援

ア 基本方針

市は、職員のみでは十分な災害対応ができない場合、県内市町村や災害時応援協定締結市町村、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき支援を受ける。市内の被害状況を踏まえ、応援職員が必要と判断した場合は、災害時応援協定に基づく応援要請や、佐久地域振興局を通じた知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	全国知事会 (中部ブロック知事会 幹事県)		・ 県外職員の派遣に関すること
	被災ブロック代表市町村		・ 県内市町村職員の派遣に関すること
	市長会・町村会		・ 職員派遣情報の共有に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・ 受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・ 被災市町村への応援派遣の要否の決定に関すること
	各部局主管課		・ 県職員の派遣に関すること
	各地方部		・ 被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	総務対策部	総務班	・ 職員の動員状況の把握に関すること ・ 出勤者の宿舎、給与及び給食に関すること ・ 他の市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関すること
	企画対策部	企画班	・ 県及び他の市町村に対する応援要請に関すること

(5) 建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援

【被災建築物応急危険度判定の支援】

ア 基本方針

市は、職員のみでは本部施設及び避難施設等に対する被災建築物応急危険度判定を実施できない場合、「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」に基づき、判定士の速やかな派遣による判定支援を受け、二次災害を防止する。管内の被害状況を踏まえ、被災建宅地危険度判定に係る応援が必要と判断した場合は、協定に基づいた応援を行うほか、佐久地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	国土交通省（住宅局）		・ 判定士の建築関係団体及び機構職員へ派遣調整に関する事 ・ 地震の被害が大規模又は広範囲にわたる場合の応急危険度判定支援調整本部に関する事
	全国被災建築物応急危険度判定協議会		・ 判定士の実施体制の整備に関する事 ・ 民間の判定士の補償に関する事
	10 都県被災建築物応急危険度判定協議会		・ 広域支援本部に関する事
	中部圏被災建築物応急危険度判定協議会		・ 広域支援本部に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関する事
	建築住宅課		・ 被災建築物応急危険度判定に関する事 ・ 支援本部に関する事
	各地方部		・ 被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関する事
佐久市	建設対策部	建築住宅班	・ 住宅の応急修理に関する事

【被災宅地危険度判定の支援】

ア 基本方針

市は、職員のみでは被災宅地危険度判定が実施できない場合、判定士の確保及び速やかな派遣による判定支援を受け、二次災害を防止する。管内の被害状況を踏まえ、被災建宅地危険度判定に係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて、知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	国土交通省（都市局）		・ 判定士の機構職員及び宅地擁壁技術協会、他都道府県へ派遣調整に関すること
	被災宅地危険度判定連絡協議会		・ 判定士の実施体制の整備に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・ 受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	都市・まちづくり課		・ 被災宅地危険度判定に関すること ・ 支援本部に関すること
	各地方部		・ 被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関すること
佐久市	建設対策部	都市計画班	・ 被災宅地の危険度判定に関すること

(6) 避難所運営支援

ア 基本方針

市は、管内の被害状況を踏まえ、職員のみでは避難所運営に必要な人員及び避難所の確保ができず、避難所運営に係る応援が必要と判断した場合は、災害時応援協定に基づいて協定締結市町村へ応援を要請するほか、必要に応じて佐久地域振興局を通じ、県庁内関係課や県内市町村、県外市町村へ応援を要請し、円滑な避難所運営を実施する。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	応援側の都道府県 (知事会等)		・派遣職員の調整に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関する事
	食品・生活衛生課		・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 ・被災家庭動物の救護及び飼育者支援に関する事
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
佐久市	総務対策部	総務班	・職員の動員状況の把握に関する事 ・出勤者の宿舎、給与及び給食に関する事 ・他の市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関する事
	企画対策部	企画班	・県及び他の市町村に対する応援要請に関する事
	避難所運営本部 ・市民健康対策部 ・福祉対策部 ・学校教育対策部 ・社会教育対策部		・避難所の開設及び管理運営に関する事。

(7) 住家の被害認定調査・罹災証明交付支援

ア 基本方針

市は、職員だけでは人員が不足する場合、災害時応援協定に基づいて協定締結市町村へ応援を要請するほか、県庁内関係課や県内市町村、県外市町村へ応援を要請し、住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員を確保する。管内の被害状況を踏まえ、住家の被害認定調査・罹災証明交付に係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	全国知事会（中部・関東ブロック知事会幹事県）		・派遣職員の調整に関する事
	被災ブロック代表市町村		・派遣職員の調整に関する事
	市長会・町村会		・職員派遣情報の共有に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定に関する事 ・県各機関、非被災市町村、及び他県への派遣職員の要請に関する事 ・派遣可能な職員の人数調整に関する事
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
佐久市	総務対策部	総務班	・職員の動員状況の把握に関する事 ・出勤者の宿舎、給与及び給食に関する事 ・他の市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関する事
		税務班	・住家等（市有建物を除く）の被害状況の調査及び報告に関する事 ・罹災証明に関する事
	企画対策部	企画班	・県及び他の市町村に対する応援要請に関する事

(8) ボランティア・NPO等の活動調整

ア 基本方針

市は、佐久市社会福祉協議会と連携し、被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整支援を受ける。管内の被害状況を踏まえ、佐久市社会福祉協議会と協議の上、ボランティア・NPO等の活動調整に係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	長野県社会福祉協議会 (災害ボランティア活動 支援プロジェクト会議 (通称：支援P))		・災害ボランティアに関すること ・支援Pとの連携に関すること
	長野県NPOセンター		・NPOの受入れ等に関すること ・JVODとの連携に関すること
	全国災害支援ボランティ ア支援団体ネットワーク (JVOD)		・NPOの受入れ等に関すること
長野県	災害対 策本部	応援・受援本部 人的応援 ・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の 要否の決定に関すること ・災害ボランティア、NPOの受入れ等に関すること
	県民協働課		・NPOの受入れ等に関すること
	地域福祉課		・災害ボランティアの受入れ等に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	福祉対策部	福祉班	・ボランティア団体等との連絡調整及び協力要請 に関すること

(9) 遺体の対応

ア 基本方針

市は、広域応援部隊による捜索、県内外の応援火葬場による火葬及び安置所の確保、搬送手段の確保、遺体の搬送等に係る支援を受け、円滑に遺体の対応を実施する。管内の被害状況を踏まえ、捜索及び遺体の扱いに係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて県に応援を要請する。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	信州葬祭業協同組合、 全日本葬祭業協同組合 連合会		・ 棺及び葬祭用品の供給に関すること ・ 遺体の搬送に関すること
	(公社) 長野県トラック 協会		・ 遺体の搬送に関すること
	救護班		・ 遺体の検案に関すること
	警察機関		・ 行方不明者の捜索、検視、身元確認等に関すること
	自衛隊		・ 行方不明者の捜索、安置所までの搬送等に関すること
	応援側の都道府県 (近隣都県)		・ 応援火葬場との調整に関すること
	応援火葬場 (県内・県外)		・ 遺体の火葬に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・ 受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	食品・生活衛生課		・ 広域火葬の応援・協力の要請に関すること ・ 遺体の搬送協力の調整に関すること
	医療推進課		・ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関すること
	各地方部		・ 被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	市民健康 対策部	市民班	・ 埋火葬の許可に関すること
	環境対策部	環境政策班	・ 遺体の搬送手段の確保等に関すること ・ 火葬場所、日時の調整及び実施に関すること ・ 焼骨、遺留品の受け取りに関すること

(10) 災害廃棄物等の処理

ア 基本方針

市は、職員だけでは人員が不足する場合、被災地域における災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び処理能力を超えた際の広域応援による処理について、支援を受ける。管内の被害状況を踏まえ、災害廃棄物等の処理に係る応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて県に応援を要請する。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	応援側の都道府県 (知事会等)		・派遣職員の調整に関する事
	長野県資源循環保全協会		・災害廃棄物の処理等に必要な処理業者の手配に係る協力に関する事
	長野県環境整備事業 協同組合		・し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力に関する事
	長野県建設機械リース業 協会		・仮設トイレのリースに係る協力に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する事
	資源循環推進課		・災害廃棄物処理協定、し尿収集運搬協定に基づく支援に関する事 ・災害廃棄物処理・施設復旧補助金活用のための助言に関する事 ・廃棄物処理施設等の被災状況把握に関する事 ・仮置き場等の施設確保・運営に関する事 ・災害廃棄物の撤去に関する事 ・運搬体制確保に関する事 ・地域の窓口対応に関する事 ・災害廃棄物の広域処理の調整に関する事
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
佐久市	総務対策部	総務班	・職員の動員状況の把握に関する事 ・出勤者の宿舎、給与及び給食に関する事 ・他の市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関する事
	企画対策部	企画班	・県及び他の市町村に対する応援要請に関する事
	環境対策部	生活環境班	・災害廃棄物の処理に関する事

(11) その他技術・専門職員支援

ア 基本方針

市は、市内の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、災害時応援協定に基づいて協定締結市町村へ応援を要請するほか、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、円滑な災害対応を実施する。管内の被害状況を踏まえ、技術・専門職員による応援が必要と判断した場合は、佐久地域振興局を通じて県に応援を要請する。

イ 関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援職員派遣元関係機関		・派遣職員の調整に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関する事
	総合政策課		・県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関する事
	市町村課		・県内市町村職員の派遣に関する事 ・県外職員の派遣に関する事（全国知事会との調整を除く）
	人事課		・派遣職員の選定等の調整に関する事
	水大気環境課		・被災建築物の石綿露出状況等の調査に関する事
	生活排水課		・下水道、農業集落排水施設、浄化槽の復旧に係る関係機関・団体への応援要請に関する事
	農業政策課		・農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事
	農地整備課		・農地や水路、ため池等の応急対策に関する事
	信州の木活用課		・林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事
	森林づくり推進課		・林地及び治山施設の応急対策等に関する事
	建設政策課技術管理室		・TEC-FORCE の出動要請に関する事 ・土木学会等からの技術支援等の要請に関する事
	河川課		・水防活動の応援に関する事
	砂防課		・土砂災害危険箇所点検に関する事
	教育政策課		・教職員の派遣に関する事
	心の支援課		・スクールカウンセラーの派遣に関する事
	文化財・生涯学習課		・文化財の応急対策に関する事

	関係機関・課		主な対応
長野県	各部局主幹課		・ 職員の派遣に関すること
	各地方部		・ 管内市町村の被災状況の確認、報告 ・ 被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	総務対策部	総務班	・ 職員の動員状況の把握に関すること ・ 出勤者の宿舎、給与及び給食に関すること ・ 他の市町村等からの応援職員の宿舎、手当及び給食に関すること
	企画対策部	企画班	・ 県及び他の市町村に対する応援要請に関すること

(12) 物資の確保

ア 基本方針

市は、災害時応援協定に基づいて提供を受けた支援物資や、国、県等の関係機関から提供を受けた支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、災害時応援協定に基づいて協定締結市町村、団体等へ支援要請を行うほか、佐久地域振興局を通じて県に対し支援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	国（政府緊急対策本部・消防庁・農水省・厚労省・経産省・国交省）		・ プッシュ型支援の実施に関する事
	応援側の都道府県（知事会等）		・ 支援物資の調整に関する事
	長野県倉庫協会		・ 食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・ 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関する事 ・ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関する事
	くらし安全・消費生活課		・ 食料・生活物資の調達に関する事
	各地方部		・ 市町村からの物資供給要請をとりまとめ及び災害対策本部からの物資調達情報の連絡に関する事
佐久市	企画対策部	企画班	・ 県及び他の市町村に対する応援要請に関する事
		契約班	・ 救援物資（食糧品等を含む）及び災害対策用資機材の調達に関する事 ・ 救援物資（食糧品等を含む）及び災害対策用資機材の供給に関する事
	避難所運営本部 ・ 市民健康対策部 ・ 福祉対策部 ・ 学校教育対策部 ・ 社会教育対策部		・ 避難所の開設及び管理運営に関する事。

(13) 物資流通

ア 基本方針

市は、「災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、長野県トラック協会 佐久地区輸送協議会による物資輸送に係る応援を円滑に受け入れ、避難所等への物資輸送を実施する。管内の被害状況を踏まえ、物流関係機関による物資輸送が必要と判断した場合は、協定に基づいて応援要請を行うほか、佐久地域振興局を通じて知事への応援要請を行う。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	長野県トラック協会		・災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送協力に関すること
	赤帽長野県軽自動車運送協同組合		・食料、生活必需品等の輸送協力に関すること
	長野県倉庫協会		・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関すること
	国土交通省 北陸地方運輸局		・災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
	国土交通省各地方整備局	応援・受援本部 物資調整担当	・路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
	長野県警察本部	応援・受援本部 物資調整担当	・交通規制に関すること ・緊急通行車両等の確認事務に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・食料品、生活必需品等の輸送に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	環境対策部	生活環境班	・トラックの輸送等に関すること

(14) 救護所支援・保健指導支援・医療機関支援

ア 基本方針

市は、「災害時の医療救護についての協定」に基づき、佐久医師会へ医療救護班の派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行う人員を円滑に受け入れる。管内の被害状況を踏まえ、救護所・保健指導・医療に係る応援が必要と判断した場合は、必要に応じて佐久地域振興局を通じ県に応援を要請する。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	国・自治体・医師会等		・医療、助産等救助、救護に関する事 ・被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動に関する事
長野県	災害対策本部	災害医療本部	・保健医療活動人員の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整に関する事
		応援・受援本部 人的応援 ・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ニーズ把握のとりまとめに関する事 ・他分野との総合調整に関する事
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関する事
佐久市	市民健康対策部	健康づくり推進班	・救護所の開設及び管理運営に関する事 ・支援協定に基づく佐久医師会への救護班の派遣要請及び協力に関する事 ・救護班の出動要請及び協力活動に関する事 ・医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事

(15) 要配慮者対応支援

ア 基本方針

市は、職員のみでは人員が不足する場合、高齢者や障がい者、外国人の方等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、速やかに避難し、また良好な環境のもとで避難生活が送れるよう災害時応援協定に基づいて支援を受ける。管内の被害状況を踏まえ、要配慮者対応に係る応援が必要と判断した場合は、災害時応援協定に基づいて応援要請を行うほか、佐久地域振興局を通じて県に応援を要請する。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	長野県社会福祉協議会・ 応援側の都道府県 (知事会等)		・ 要配慮者支援に係る職員・車両派遣調整に関する事
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援 ・ 受援担当	・ 人的応援・受援の総合調整に関する事
		総括調整担当	・ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の 要否の決定に関する事 ・ 派遣職員数等の結果報告に関する事
	こども・家庭課		・ 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事
	健康福祉政策課		・ 健康福祉部に所属する職員の派遣に関する事
	障がい者支援課		・ 手話通訳者の派遣に関する事
	山岳高原観光課		・ 観光客の安全確保に関する事
	国際課		・ 災害多言語支援センターに関する事
	各地方部		・ 被災市町村におけるニーズの集約に関する事
佐久市	企画対策部	契約班	・ 救援物資（食糧品等を含む）及び災害対策用資 機材の調達に関する事 ・ 救援物資（食糧品等を含む）及び災害対策用資 機材の供給に関する事
		移住交流 推進班	・ 外国人の安全確保に関する事
	福祉対策部	福祉班	・ 要配慮者の保護及び避難対策に関する事
		高齢者 福祉班	・ 要配慮者の保護及び避難対策に関する事
	臼田 浅科 望月 支部対策部	市民班 高齢者児童 福祉班 健康づくり 推進班	・ 要配慮者の保護及び避難対策に関する事

(16) 緊急車両・優先給油施設への燃料供給

ア 基本方針

市は、「災害時における LP ガスに係る協力に関する協定」や「災害時における石油燃料の供給等に関する協定」に基づく支援や、国、石油業界等の関係機関による燃料供給を円滑に受け入れ、緊急車両や重要施設等の燃料確保を図る。管内の被害状況を踏まえ、緊急車両・優先給油施設への燃料供給に係る応援が必要と判断した場合は、協定に基づいて応援要請を行うほか、佐久地域振興局を通じて県に応援を要請する。

イ 関係機関の主な対応

	関係機関		主な対応
関係機関	長野県 LP ガス協会		・ 液化石油ガスの緊急輸送に関すること
	長野県石油商業組合		・ 緊急車両への石油類の優先供給に関すること ・ 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類の優先供給に関すること
	全国石油商業組合連合会		・ 非定形的な燃料供給に関する調整
	各石油会社・SS		・ 緊急車両、重要施設への給油・配達等
	石油連盟		・ 非定形的な燃料供給に関する調整
	経済産業省・エネルギー庁		・ 全国的な燃料供給の調整に関すること
	政府緊急災害対策本部		・ 重要施設等への燃料供給に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・ 協定団体への要請及び優先給油の調整
	各地方部		・ 被災市町村におけるニーズの集約に関すること
佐久市	経済対策部	商工振興班	・ 関係機関等との連絡調整について

資料編

- I 指定避難所（４２施設）
- II 指定緊急避難場所（１４５施設）
- III 福祉避難所（２４施設）
- IV 災害時における応援協定
- V 災害対策用物資輸送拠点及びヘリポート
- VI 役割分担

【様式１】人的支援要請・派遣通知

【様式２】物的支援要請・支援通知

I 指定避難所（４２施設）

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
岩村田	岩村田小学校	岩村田 2641-2	○	○	○	○	600
	浅間中学校	岩村田 1361	○	○	○	○	1,020
	佐久大学	岩村田 2384	○	○	○	○	360
	佐久長聖高等学校	岩村田 951	○	○	○	○	1,710
	佐久平交流センター	佐久平駅南 4-1	○	○	○	○	480
	佐久平浅間小学校	長土呂 1717	○	○	○	○	750
	駒場公園	猿久保 55	○	○	○	○	-
	市民創錬センター	猿久保 165-1	○	○	○	○	490
	長野県立武道館	猿久保 165-1	○	○	○	○	3,220
平根	平根小学校	上平尾 936	○	○	×	○	620
	平尾温泉みはらしの湯	下平尾 2682	○	○	○	○	250
中佐都	中佐都小学校	塚原 808	○	○	○	○	435
高瀬	高瀬小学校	鳴瀬 1350-1	○	○	×	○	435
野沢	野沢小学校	取出町 472-3	○	○	○	○	470
	泉小学校	三塚 273-1	○	○	○	○	520
	野沢中学校	野沢 335-1	○	○	○	○	915
岸野	岸野小学校	伴野 1725	○	○	○	○	400
	道の駅ヘルシーテラス佐久南	伴野 7-1	○	○	○	○	200
中込	中込小学校	中込 491	○	○	○	○	420
	総合体育館	中込 2939	○	○	○	○	1,475
平賀	佐久城山小学校	平賀 5325-1	○	○	○	○	470
	中込中学校	平賀 2313	○	△	○	○	1,130
三井	東中学校	新子田 1396-1	○	○	○	○	785
志賀	東小学校	志賀 6128-1	○	○	○	○	620
田口	田口小学校	田口 3000-1	○	○	○	○	450
	臼田中学校	下越 286-1	○	△	○	○	890
青沼	青沼小学校	入沢 152-1	○	○	○	○	430
臼田	佐久平総合技術高等学校 (臼田キャンパス)	臼田 751	○	○	○	○	1,000
	臼田小学校	臼田 264-3	○	○	○	○	600
	コスモホール	下小田切 124-1	○	○	○	○	3,500
切原	切原小学校	中小田切 100-1	○	○	○	○	485
	臼田学園	北川 557-102	○	○	○	○	180
中津	療育支援センター	御馬寄 1359-4	×	○	○	○	280
	浅科保健センター	塩名田 570	○	○	○	○	540
甲	浅科小学校	甲 2003-1	○	○	○	○	665
南御牧	浅科中学校	八幡 150	○	○	○	○	1,050
	交流文化館浅科	八幡 229	○	○	○	○	1,300

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
望月	駒の里ふれあいセンター	望月 303	○	○	○	○	1,280
布施	旧布施小学校	布施 2151-3	○	○	○	○	430
春日	旧春日小学校	春日 2823	○	○	○	○	430
協和	望月中学校	協和 6925	○	○	○	○	470
	望月小学校	協和 5229	○	○	○	○	725

Ⅱ 指定緊急避難場所（１４５施設）

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
岩村田	岩村田児童館	岩村田 2957-1	○	○	○	○	80
	浅間体育センター	岩村田 1340-3	○	○	○	○	550
	浅間会館	岩村田 543	○	○	○	○	400
	長土呂公会場	長土呂 1395-1	○	○	○	○	120
	市民交流ひろば	佐久平駅南 4-3 他	○	○	○	×	-
	佐久平浅間児童館	長土呂 1288-1	○	○	○	○	65
小田井	荒田集会所	小田井 1201	○	○	○	○	45
	小田井児童館	小田井 923-16	○	○	○	○	45
平根	平根保育園	上平尾 847-3	×	○	○	○	80
	平根児童館	上平尾 953-7	○	○	○	○	55
	上平尾集会所	上平尾 793-1	×	○	○	○	45
中佐都	中佐都保育園	塚原 787-1	○	○	○	○	80
	中佐都児童館	塚原 815-1	○	○	○	○	50
高瀬	高瀬保育園	鳴瀬 1371	×	○	×	○	80
	高瀬児童館	鳴瀬 1378-1	○	○	○	○	55
野沢	泉保育園	三塚 300-2	×	○	○	○	75
	野沢児童館	原 270-24	○	×	○	○	55
	泉児童館	三塚 282-3	○	○	○	○	55
	生涯学習センター (野沢会館)	取出町 183	×	○	○	○	1,035
	野沢体育センター	野沢 339-1	○	×	○	○	610
岸野	岸野児童館	伴野 1474-2	○	○	○	○	55
	農村環境改善センター	伴野 1802-3	○	○	○	○	445
	岸野集会所	根岸 203-1	×	○	○	○	45
大沢	大沢保育園	大沢 789-1	○	○	×	○	80
	大沢地区社会体育館	大沢 789-1	○	○	×	○	435
中込	ワークテラス佐久	中込 2336-1	○	×	○	○	180
	中込第二保育園	中込 1790	×	×	○	○	75
	中込児童館	中込 484-1	○	×	○	○	50
	武道館	中込 2941	×	○	○	○	495
	勤労者体育館	中込 3384-1	○	○	○	○	435
	下水道管理センター	中込 1335	○	×	○	○	40
	中込会館 (恵仁会中込施設内)	中込 1-17-8	○	×	○	○	300

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
平賀	城山保育園	平賀 4195	○	○	○	○	135
	佐久城山児童館	平賀 5332-2	○	○	○	○	55
	中央隣保館	瀬戸 1177-2	○	○	○	○	220
	佐久総合運動公園	平賀 3011	○	○	○	○	-
内山	内山地区社会体育館	内山 5201	○	×	×	○	350
	内山集会所	内山 5899-1	×	○	×	○	80
三井	東保育園	新子田 880-2	×	○	○	○	85
	東児童館	新子田 897-1	○	○	○	○	55
	東地区社会体育館	新子田 1382-1	○	○	○	○	550
	香坂集会所	香坂 3113	×	○	×	○	45
	東地文化センター	香坂 630-1	○	○	○	○	129
志賀	東会館	志賀 6059-1	○	○	○	○	200
田口	総合福祉センター あいとぴあ臼田	下越 16-5	○	×	○	○	400
	臼田体育センター	下越 284	○	×	○	○	575
	馬坂特農館	群馬県甘楽郡南牧 村 842-1	×	○	○	○	30
	広川原健康相談室	田口 147-1	○	○	○	○	25
	丸山公民館	田口 914-1	○	○	×	○	110
	宮代公会場	田口 2502-2	○	○	○	○	100
	川原宿集会場	田口 2584	○	×	○	○	80
	下町公会場	田口 2886-1	×	○	×	○	210
	大奈良公民館	田口 4527	○	○	○	○	65
	原区公民館	田口 4831-1	○	○	○	○	60
	下越公会堂	下越 175-7	×	×	○	○	90
	上中込公会場	田口 6350-1	○	×	○	○	70
	清川公民館	清川 388-3	×	○	×	○	95
	田口児童館	田口 2955	○	○	○	○	55
青沼	赤谷公会場	入沢 2495	○	○	×	○	30
	入澤集会所	入沢 1586-1	○	○	×	○	175
	十日町公会場	入沢 1080-1	×	×	○	○	115
	岩水公民館	平林 1109-イ	×	○	×	○	45
	三条公会場	入沢 519-1	○	×	○	○	150
臼田	勝間地域公民館	勝間 73-18	○	○	×	○	115
	横山公民館	下小田切 1-2	×	○	○	○	45
	美里区公会場	臼田 1278-8	○	○	○	○	85
	下小田切公会場	下小田切 349-1	○	○	○	○	140
	臼田児童館	臼田 559-1	○	○	○	○	55

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
臼田	うすだ健康館	臼田 2175-1	○	○	○	○	88
	諏訪町公民館	臼田 2073-4	○	○	○	○	85
	臼田総合運動公園宿泊棟	臼田 3110-1	○	○	○	○	300
切原	滝公会場	湯原 1247-3	○	○	○	○	40
	湯原公会場	湯原 731	○	○	×	○	135
	湯原新田公会場	湯原 2673	×	○	×	○	50
	上小田切公会場	上小田切 300-1	○	○	×	○	50
	上小田切西公会場	上小田切 832-1	○	○	×	○	50
	北川本郷公会場	北川 234-1	×	○	○	○	110
	切原児童館	湯原 30-4	○	○	○	○	50
	千曲台公会場	北川 525-27	○	○	○	○	90
中津	御馬寄コミュニティセンター	御馬寄 173	○	○	×	○	150
	駒寄公会場	御馬寄 587-39	○	○	○	○	60
	塩名田公民館（旧浅科生きがい活動支援センター）	塩名田 456-1	○	○	×	○	365
	庄ノ上生活改善センター	御馬寄 925-32	○	○	○	○	100
	浅科多目的屋内運動場	塩名田 1155-1	○	○	○	○	610
甲	上原公会場	甲 2165-3	○	○	○	○	90
	中原構造改善センター	甲 1176-4	○	○	○	○	80
	下原公会場	甲 1351-5	○	○	○	○	140
	浅科会館	甲 1359-3	○	○	○	○	145
	あさしな保育園	御馬寄 715-1	○	○	○	○	150
	あさしな児童館	御馬寄 715-2	○	○	○	○	55
	道の駅ほっとば〜く・浅科	甲 2177-1	○	○	○	○	35
南御牧	桑山公会場	桑山 728-2	○	○	×	○	60
	入の沢公会場	桑山 585-1	○	○	×	○	40
	御牧原多目的集会場	八幡 1124-3	○	○	○	○	120
	八幡コミュニティセンター	八幡 69-1	○	○	○	○	70
	矢島老人憩いの家	矢島 392	×	×	○	○	95
本牧	望月地域 コミュニティセンター	望月 143-1	○	○	○	○	260
	望月人權文化センター	望月 471-12	○	○	○	○	325
	茂田井公民館	茂田井 2136-2	×	○	○	○	165
	観音寺公民館	茂田井 3726-1	○	○	○	○	80
	観音峰活性化センター	茂田井 3393-1	○	○	○	○	104
	印内コミュニティセンター	印内 179-1	○	○	×	○	58
	印内公民館	印内 244-1	×	○	×	○	90

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
本牧	印内原公民館	印内 566	×	○	○	○	70
布施	御牧原公民館	布施 8-142	×	○	○	○	90
	百沢公民館	布施 162-4	○	○	×	○	65
	牧布施公民館	布施 501	×	○	×	○	80
	布施地域 コミュニティセンター	布施 1701-1	○	×	○	○	215
	式部公民館	布施 2682	×	○	×	○	90
	抜井公民館	布施 3535-1	○	×	×	○	170
	中居創作館	布施 4258	×	○	○	○	155
	雁村公民館	布施 4934-1	×	○	×	○	85
	大木公民館	布施 5550-1	○	○	○	○	65
	長者原公民館	布施 5314	○	○	○	○	95
	藤巻公民館	布施 4678	×	○	○	○	70
	布施温泉	布施 1228	○	○	×	○	100
春日	御鹿の郷 地域ふれあいセンター	春日 2714-1	○	○	○	○	720
	下之宮公民館	春日 624-2	○	○	○	○	80
	善郷寺公民館	春日 730-45	○	○	○	○	95
	高橋公民館	春日 446-1	○	○	○	○	100
	向反公民館	春日 1277-1	×	○	○	○	115
	新田公民館	春日 2403-1	×	○	×	○	95
	竹之城公民館	春日 1872-2	○	○	×	○	70
	湯沢公民館	春日 2253-15	×	○	×	○	80
	新町公民館	春日 3311-6	×	○	○	○	95
	入新町公民館	春日 3913-1	×	○	×	○	115
	岩下公民館	春日 4602-3	×	○	×	○	90
	入片倉公民館	春日 4850-2	×	○	×	○	100
	茂沢公民館	春日 3580-2	○	○	×	○	55
春日	宮之入公民館	春日 3440-4	○	○	×	○	70
	三明公民館	春日 3541-7	×	○	×	○	40
	もちづき荘	春日 5921	○	○	×	○	210
	ゆざわ荘	春日 5924-4	○	○	×	○	110
協和	比田井公民館	協和 6683	×	○	○	○	225
	片倉公民館	協和 7281-6	○	○	○	○	140
	天神公民館	協和 8554	○	○	○	○	90
	協東公民館	協和 2404-7	○	○	○	○	120
	高呂公民館	協和 2611-1	○	○	×	○	100
	大谷地公民館	協和 3151-1	×	○	×	○	90
	協西公民館	協和 3348	○	○	×	○	90

地区名	施設名	所在地	地震	洪水	土砂	火山	収容人員 (人)
協和	小平公民館	協和 1320-1	×	○	×	○	120
	三井公民館	協和 244-1	○	○	○	○	120
	桜ヶ丘地域ふれあいセンター	協和 5254-1	○	○	○	○	450
	望月児童館	協和 5267-2	○	○	○	○	55
	もちづき保育園	協和 7430-1	○	○	○	○	125

Ⅲ 福祉避難所（２３施設）

地区名	応急活動区分	施設名	所在地	備考
佐久	医 療	佐久市保健センター	中込 3045-1	医療・救護活動拠点
	要配慮者	佐久大学	岩村田 2384	要配慮者の避難収容施設
		老人福祉センター長寿閣	猿久保 248-1	
		佐久の泉共同作業センター	前山 38-1	
		特養シルバーランドみつ	新子田 866	
		特養シルバーランドきしの	根岸 113-1	
	ボランティア	福祉総合センター	猿久保 249-2	ボランティアの活動拠点
臼田	医 療	広川原健康相談室	田口 147-1	医療・救護活動拠点
	要配慮者	総合福祉センター あいとぴあ臼田	下越 16-5	要配慮者の避難収容施設
		臼田学園	北川 557-102	
		佐久広域救護施設 清和寮	北川 557	
浅科	医 療	浅科診療所	塩名田 570	医療・救護活動拠点
	要配慮者	浅科保健センター	塩名田 570	要配慮者の避難収容施設
		佐久広域老人ホーム 塩名田苑	塩名田 542-1	
	保健衛生	穂の香乃湯	甲 1071-1	被災者の入浴施設
望月	医 療	布施診療所	布施 2151-3	医療・救護活動拠点
	要配慮者	ワークハウス牧	望月 1729-6	要配慮者の避難収容施設
		望月総合支援センター	望月 317-2	
		望月老人福祉拠点施設 結いの家	望月 326-4	
		養護老人ホーム 佐久良荘	望月 285-2	
	保健衛生	国民宿舎 もちづき荘	春日 5921	被災者の入浴施設
		交流促進センター ゆざわ荘	春日 5924-4	
		布施温泉	布施 1228	

Ⅳ 災害時における応援協定

◆市町村等との協定（１３協定）

	協定名	締結先	締結日
1	長野県佐久市・群馬県甘楽郡南牧村消防相互応援協定	群馬県南牧村	H7. 7. 1
2	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県和光市	H7. 9. 24
3	友好都市災害時相互応援に関する協定	静岡県静岡市	H7. 11. 17
4	災害時における相互応援に関する協定	群馬県高崎市	H7. 12. 7
5	銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定	神奈川県相模原市・秋田県能代市・岩手県大船渡市・鹿児島県肝付町・北海道大樹町・宮城県角田市	H8. 2. 1
6	長野県消防相互応援協定	県下市町村等	H8. 2. 14
7	長野県市町村災害時相互応援協定	県下市町村	H8. 4. 1
8	埼玉県朝霞市災害時における相互応援に関する協定	埼玉県朝霞市	H23. 10. 21
9	佐久市・由利本荘市災害時における相互応援に関する協定	秋田県由利本荘市	H24. 2. 8
10	国土交通省協定書 災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局	H24. 6. 1

	協定名	締結先	締結日
11	長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	長野県 長野県市長会 長野県町村会	H24. 12. 12
12	佐久市・茅ヶ崎市災害時における相互応援に関する協定	神奈川県茅ヶ崎市	H25. 1. 31
13	災害時相互応援に関する協定	愛知県岡崎市 神奈川県茅ヶ崎市 岐阜県関ヶ原町	H25. 7. 1

（参考）水資源に関する宣言

	協定名	締結先	締結日
—	災害時相互応援に関する宣言	144機関 （139市町村、5水道事業者）	H29. 10. 27
—	災害時等における水質検査業務に関する協定	佐久圏域水道水質検査協議会 一般社団法人上田薬剤師会	H30. 11. 21

（参考）青年市長会との連携協定

	協定名	締結先	締結日
—	（協定名称）	（参加自治体数）	（締結日）

◆各種団体等との協定（２０協定）

	協定名	締結先	締結日
1	災害時における郵便局と佐久市の協力に関する協定	佐久市内郵便局代表 岩村田郵便局	H9. 2. 21
2	災害時の医療救護についての協定	社団法人佐久医師会	H12. 4. 1
3	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	社団法人 長野県建築士会佐久支部	H20. 4. 8
4	災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定	社団法人 長野県測量設計業協会 東信支部	H20. 4. 8
5	災害時における応急措置に関する協定	佐久市建設業協会	H21. 10. 22
6	災害時における被災者に対する防災活動に関する協定	イオンリテール（株） イオン佐久平店	H23. 9. 11
7	災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定	佐久市測量設計業連絡 協議会	H25. 6. 21
8	災害時における LP ガスに係る協力に関する協定	一般社団法人 長野県 LP ガス協会 長野 LP 協会 佐久支部	H26. 3. 11
9	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合 佐久支部	H26. 12. 25
10	災害時等における放送の要請等に関する協定	(株)エフエム佐久平 佐久ケーブルテレビ (株)	H27. 1. 19
11	災害時における交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定	一般社団法人 長野県警備業協会	H28. 1. 25

	協定名	締結先	締結日
12	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	一般社団法人 日本建設機械レンタル 協会長野支部	H29. 1. 20
13	佐久長聖高等学校 指定避難所に関する防災協定	学校法人 聖啓学園	H29. 12. 22
14	学校法人 佐久学園 福祉避難所等及び人的支援に関する協定	学校法人 佐久学園	H30. 2. 16
15	災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	H30. 2. 16
16	災害時における物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定	公益社団法人長野県トラック協会佐久地区輸送協議会	H31. 2. 19
17	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2. 8. 11
18	災害時における要配慮者等の避難所確保に関する協定	佐久市ホテル旅館組合	R2. 8. 25
19	災害時における被災者支援に関する協定	長野県行政書士会佐久支部	R2. 11. 19
20	災害時における相談業務に関する協定	長野県弁護士会	R2. 12. 10

V 災害対策用物資輸送拠点及びヘリポート

◆物資輸送拠点

No.	所在地		名 称	施設管理者 又は占有者	備 考
	地区	住 所			
1	佐久	猿久保 55	長野県佐久創造館 多目的体育館	長野県佐久創造館館長	68-2811 ヘリポート有
2		平賀 3011	佐久総合運動公園	佐久市長	63-7101 ヘリポート有
3		取出町 455	県民佐久運動広場 屋内ゲートボール場	佐久市長	ヘリポート有
4	臼田	臼田 116-1	消防センター	佐久市長	
5	浅科	塩名田 1151-1	浅科総合グラウンド	佐久市長	58-0444 ヘリポート有 * 多目的屋内運動場
6	望月	望月 1669-2	望月総合グラウンド	佐久市長	53-6060 ヘリポート有 * 総合体育館

◆拠点ヘリポート

No.	所在地		名 称	施設管理者 又は 占有者	施設規模			広 さ 長さ×幅
	地区	住 所			大 型	中 型	小 型	
1	佐久	下平尾字中山寺ほか	平尾山公園 一般駐車場*	佐久市長	○			200×80
2		鳴瀬 505-1	千曲川スポーツ交流広場	佐久市長	○			300×120
3	臼田	臼田 3124	臼田総合運動公園多目的広場	佐久市長	○			120×240
4	浅科	塩名田 1151-1	浅科総合グラウンド	佐久市長		○		110×96
5	望月	望月 1669-2	望月総合グラウンド	佐久市長	○			150×150

* 使用時の連絡：東日本高速道路(株)佐久管理事務所（68-8861）

◆ヘリポート

No.	所在地		名 称	施設管理者 又は占有者	施設規模			広 さ 長さ×幅 (m)
	地区	住 所			大 型	中 型	小 型	
1	佐久	安原 1493-1	佐久市営 グラウンド	佐久市長	○			100×100
2		猿久保 55	駒場公園 多目的広場	佐久市長		○		90×60
3		平賀 3011	佐久総合運動公 園	佐久市長	○			100×100
4		志賀 5951-1	志賀小学校跡地	佐久市長			○	80×50
5		桜井 669	桜井小学校跡地	佐久市長			○	80×60
6		内山 5206-4	内山小学校跡地	佐久市長		○		90×90
7		取出町 455	県民佐久運動広 場	佐久市長	○			200×90
8		伴野 7-1	道の駅ヘルシー テラス佐久南	JA 佐久浅間 檜山工業 共同体			○	50×35
9	臼田	臼田 264-3	臼田小学校 グラウンド	臼田小学校 長	○			100×122
10		下越 286-1	臼田中学校 グラウンド	臼田中学校 長	○			100×130
11	浅科	八幡 1110-1	御牧原台地 グラウンド	佐久市長		○		90×90
12		甲 2003-1	浅科小学校 グラウンド	浅科小学校 長		○		90×90
13		八幡 150	浅科中学校 グラウンド	浅科中学校 長		○		100×90
14	望月	協和 6925	望月中学校 グラウンド	望月中学校 長	○			100×100
15		布施 2151-3	旧布施小学校 グラウンド	佐久市長			○	70×70
16		春日 2823	旧春日小学校 グラウンド	佐久市長		○		90×90
17		協和 5229	望月小学校 グラウンド	望月小学校 長		○		70×100
18		望月 276-1	長野西高等学校 望月サテライト 校			○		90×70

VI 役割分担

01

機能		【例】(1) 救助・消防・救命活動			
担当	班名		担当係（者）		連絡先
実施 内容	役割分担		項目		
	担当班	応援職員			
			☐		
			☐		
			☐		
			☐		
関連計 画・ マニ ュ アル等	☐ 長野県市町村災害時相互応援協定書 ☐ 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則 ☐ 中核市災害相互応援協定 ☐ 災害時における相互援助に関する協定書（例：対佐久市） ☐ 長野県消防相互応援協定書 ☐ 長野県消防相互応援協定実施細則				

- 地域防災計画に基づき、各受援業務の所管を割り振っている。
 受援業務ごとに「VI 役割分担」を作成し、受援体制を整えておくこと。
- 各機能の受援窓口となる班、担当者を「担当」の行に整理する。
 ➤「実施内容」の「項目」は、発災時のチェックリストとなるよう貴自治体の初動マニュアル等を参考に整理する。
 ➤「実施内容」の「役割分担」は、災害対策本部が対応する項目、応援職員に依頼したい項目について整理する。

【様式 1】

人的支援要請・派遣通知

日 時	月 日 時 分			
要請先				
要請元	機関名		担当者	
	TEL・Email・FAX・()			
要請職種 業務内容 人数	1	☐ 一般行政職員 ☐ 行政職員（職種： ） ☐ 支援団体等職員 ☐ その他（ ）		
		業務内容		
		人数		
	2	☐ 一般行政職員 ☐ 行政職員（職種： ） ☐ 支援団体等職員 ☐ その他（ ）		
		業務内容		
		人数		
	3	☐ 一般行政職員 ☐ 行政職員（職種： ） ☐ 支援団体等職員 ☐ その他（ ）		
		業務内容		
		人数		
	4	☐ 一般行政職員 ☐ 行政職員（職種： ） ☐ 支援団体等職員 ☐ その他（ ）		
		業務内容		
		人数		
	5	☐ 一般行政職員 ☐ 行政職員（職種： ） ☐ 支援団体等職員 ☐ その他（ ）		
		業務内容		
		人数		
	特記事項			
	受理日時		担 当	No.

【様式 2】

物的支援要請・支援通知

日 時	月 日 時 分			
要請先				
要請元	機関名		担当者	
	TEL・Email・FAX・()			
要請物資 品目 数量	1	☐ 食品 ☐ 飲料水等 ☐ 生活必需品等 ☐ 燃料等 ☐ その他		
		品目	数量	希望日時
	2	☐ 食品 ☐ 飲料水等 ☐ 生活必需品等 ☐ 燃料等 ☐ その他		
		品目	数量	希望日時
	3	☐ 食品 ☐ 飲料水等 ☐ 生活必需品等 ☐ 燃料等 ☐ その他		
		品目	数量	希望日時
	4	☐ 食品 ☐ 飲料水等 ☐ 生活必需品等 ☐ 燃料等 ☐ その他		
		品目	数量	希望日時
	5	☐ 食品 ☐ 飲料水等 ☐ 生活必需品等 ☐ 燃料等 ☐ その他		
		品目	数量	希望日時
受取場所				
	住所		電話番号	
	物流環境	トラック ☐ 2トン可 ☐ 4トン可 ☐ 10トン可 フォークリフト ☐ 有り ☐ 無し ハンドリフト ☐ 有り ☐ 無し		
特記事項				
受理日時		担 当		No.

佐久市災害時受援計画

令和3年3月

発 行：長野県佐久市

編 集：佐久市総務部危機管理課

〒385-8501 長野県佐久市中込3056

電 話：0267-62-3008（直通）

F A X：0267-63-1680

